

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県、佐賀県佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、小城市及び神埼市並びに神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、江北町及び白石町並びに藤津郡太良町

3 地域再生計画の区域

佐賀県の全域

4 地域再生計画の目標

【概要】

人口減少社会の到来により、地域地方創生への取組がますます重要性を増している。当県においても人口減少に歯止めがかかるような状況にはなっておらず、1997年に減少に転じてから、2020年11月時点の推計人口は808,575人となっている。2000年から2015年の15年間で、佐賀県の生産年齢人口（15～64歳）は12.7%（約7万人）減少、若者人口（15～29歳）に至っては27.8%（約4.5万人）と大幅に減少している。

転出・転入の状況としては、転出超過数は2015年を底にやや縮小しているものの、依然として転出超過が常態化しており、2019年では1,754人の転出超過であった中、東京圏に対する転出超過が824人と全体の約半数（46.9%）を占める。

また、県内の有効求人倍率は、2019年度月平均値で1.26倍であり、一時期より労働力不足は幾分緩和されつつあるものの、産業分野ごとに様相は大きく異なっており、特に「建設業」、「医療・福祉」、「卸売業・小売業」、「製造業」は依然として新規求人数が多い状況にある。

さらに、当県の総人口における高齢人口の割合は、2010年の24.6%（21万人）

が2060年には37.3%（20万人）に増加すると推計されている。当県は軽自動車の普及台数（100世帯当たり）が2017年12月末時点では103.6台であり、全国1位に位置することから車社会といえるが、そうした中でも人口減少により公共交通を維持していくことが困難であることから、さらなる路線廃止や減便等が発生している。このため、今後ますます高齢化を伴う人口減少が進む中、買い物弱者対策を含めた移動手段の確保や見守り支援等のサービスを充実させていくことが喫緊の課題である。

こうした中、当県の地方版総合戦略である「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「本県の人口減少を抑え、将来にわたって地域の活力を維持すること」を目指すべき将来の方向としている。将来にわたって持続可能な地域を維持していくためには、安定した雇用の創出や移住の促進等の取組により、人口移動による社会減を減らし、地域経済の縮小を抑え、地域に新しい活力を生み出すために、当県への新しいひとの流れを創出する必要がある。

当交付金事業を実施することにより、当県で実施している求職者と企業等とのマッチング支援を行う「産業人材ステーション事業」との相乗効果により、より多くの産業人材を確保するとともに、地域の社会的課題を解決する起業、事業承継又は第二創業を促進し、持続可能な活力ある地域を構築する。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
本移住支援事業に基づく移住就業者数（人）	0	26	57
本移住支援事業に基づく移住起業者数（人）	0	3	3
本起業支援事業に基づく起業者数（人）	0	5	10
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	0	160	200

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	2024年度増加分 6年目	KPI増加分 の累計
57	57	57	57	311
3	3	3	3	18
10	10	10	10	55
200	200	200	200	1,160

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

- ・ 佐賀県地方創生移住支援事業
- ・ 佐賀県地域活性化等起業支援事業

③ 事業の内容

1 佐賀県地方創生移住支援事業

当県においても人口減少が進む中、各産業分野において労働力が不足しており、地域の担い手となる人材を確保していく取組が必要である。このため、東京23区内在住者又は通勤者（通学を含む）が、当県に移住し、次の要件のいずれかを満たす場合に、移住に要する転居費用等の経済的負担を軽減するための移住支援金を支給することにより、移住を後押しする。

- ・ 県が運営するマッチングサイトに求人が掲載された企業等へ就業した場合【就業／一般人材】
- ・ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合【就業／専門人材】
- ・ 自己の意思により、当県を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き

行う場合【テレワーク】

- ・移住先市町が本事業における関係人口と認める場合【関係人口】
- ・佐賀県地域活性化等起業支援事業の交付決定を受けた場合【起業】

また、2019年度に改修を行ったマッチングサイト「さがUターンナビ」の保守・運営を実施し、より多くの求職者に当県の企業情報・求人情報を認知してもらうサイト運営を行う。

2 佐賀県地域活性化等起業支援事業

高齢化の進行や人口減少に伴う地域の担い手不足や移動手段の確保等、県が抱える地域課題の解消を図るため、地域課題の解決を目的とした社会的事業について起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者に対して起業支援金の給付や起業等に伴う伴走支援を行う。

〈補助対象とする社会的事業分野〉

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連分野 等

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

佐賀県では、行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な整備や調整を行うことにより、人手不足に悩む地域の中小企業等への就職や、地域にとって必要とされているまちづくりの推進、地域交通支援、過疎地域等地域活性化関連、子育て支援、社会福祉関連分野等の社会的事業の起業を促進する。その一方で、求人を行う地域の中小企業等は、県内経済団体、地域金融機関及び佐賀県のしごと相談室の支援も活用しながら、東京の移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域産業の基礎を作る。

また、佐賀県は、事務局業務を行う民間事業者に対して補助を行うことを通じて、民間の知見を活用しつつ、起業者が抱える起業に伴う課題に対して事業計画の磨き上げ、販路開拓支援、財務・金融支援等の伴走支援を行うことで、起業者の実施する事業の安定化、自律的な事業運営を図り、

地域社会の持続化につなげる。

このように官民が協働することによって、幅広い者の参加を促す仕組みとするとともに、それぞれの立場を活かして政策効果のより高いものとする。

【地域間連携】

佐賀県では、県は県内全域を見渡す立場から、地域経済への影響力が大きい法人や地域にとって必要とされている地域活性化関連などの社会的事業を軸として、就業・起業が促進されるよう全体的なスキームの調整を行う。また、連携市町は個別の地域の事情をよく知る立場から、移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、移住者に対する住まいや子育てといった暮らしに関する支援、起業支援事業においては、市町が実施する事業との連携や空き店舗のあっせん、各種相談窓口等との連携を図る。

このように都道府県と市町村がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策間連携】

佐賀県では、移住支援金支給者の就業先として担い手不足に悩む中小企業等を選定したり、起業支援事業において地域の必要性に応えるべく社会的事業としてまちづくりの推進、地域交通支援、過疎地域等地域活性化関連、子育て支援、社会福祉関連分野等を位置付けて移住者による社会的事業の起業を促進したりすることにより、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興へとつなげる。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

県が実施する政策レビューを活用し、各施策が直面している課題等を洗い出し、着実に推進するための有効な取組や事業の見直し等を検討し、外部有識者（産、官、学、金、労、言）を含めた検証を踏まえ、個々の事業

についてP D C Aサイクルを実施する。

【外部組織の参画者】

産：佐賀県商工会連合会、佐賀県農業協同組合中央会

官：佐賀県市長会、佐賀県町村会

学：国立大学法人佐賀大学

金：一般社団法人佐賀県銀行協会

労：日本労働組合総連合会佐賀県連合会

言：株式会社佐賀新聞社 等

を予定している。

【検証結果の公表の方法】

県ホームページにて公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 409,026千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野について

地域活性化関連，まちづくりの推進，過疎地域等活性化関連，買物弱者支援，地域交通支援，社会教育関連，子育て支援，環境関連，社会福祉関連分野 等

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。